内閣衆質二〇三第九号

令和二年十一月十七日

内閣総理大臣 菅 義 偉

衆 議院議長 大 島 理 森殿

衆議院議員松原仁君提出マスク着用を義務付ける政策実現に関する質問に対し、 別紙答弁書を送付する。

衆議院議員松原仁君提出マスク着用を義務付ける政策実現に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

政策」 種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等」 に クの着用」 策特別措! 店を求めることができる政策」 令和二年五月二十五日変更) 1 していく」 (以下 御指摘 ル お ス感染症対策の基本的対処方針」 いても、 及び 置法 \mathcal{O} ため、 や「「三つの密」 般顧客対象事業運営者」という)に、 「一般顧客対象事業運営者が、 「飲食業や一般乗用旅客自動車運送事業など不特定多数の顧客を対象とする事業を営む事業者 各業種に関連する法令、 (平成二十四年法律第三十一号) 御指 摘のような不特定多数の 0 において、 回 の意味するところが必ずしも明らかではないが、 [避 等 の 約款等に照らしながら、 (令和二年三月二十八日新型コ 「感染拡大の防止と社会経済活動 マスクの着用を求めたのに、 新 第十八条第一項の規定に基づき定められた 一顧客を対象とする事業を含め しい生活様式」 マスクを着用しない顧客の入店を拒否することができる 感染を予防するための対策が実践されることが重要で を定着させていくこととしてお 各業界において、 口 7 ナウイルス感染症対策本部決定 \mathcal{O} スクの着用を拒絶した顧 維 「社会経済全体」 持 その実情に応じて、 \mathcal{O} 新型インフルエ 両立を持続的 新型 ŋ, ンザ等対 に コ 客 可能と 現 口 ママ 詩点 ナウ \mathcal{O} 「業 退 ス